

令和 2年 4月17日

弘前大学学生・職員 各位

国立大学法人弘前大学長
福田 眞作
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応について【第2版】(お知らせ)
(体調変化と登校・出勤の基準)

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、国内移動への対応等が追加になりましたので、下記のとおり体調変化と登校・出勤の基準を中心として、第2版に改訂しました。
ついては、以後、下記のとおり対応をしてください。

記

1. 日頃から丁寧な手洗い・咳エチケット等基本的な感染対策を心掛けてください。
2. 毎日朝晩に検温し、体調管理を行ってください。また、その内容を別紙「経過観察日誌」に記載してください。必要に応じて「経過観察日誌」の提出を求めることがあります。
初期症状では風邪と区別ができません。風邪症状があった場合には登校・出勤を控えてください。
3. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、法律に基づき、登校・出勤禁止になります。
学生は所属学部等教(学)務担当、職員は所属部局等総務担当に報告し、登校・出勤せず、保健所・医療機関等の指示に従ってください。
また、陰性が確認され退院した場合は、学生は所属学部教(学)務担当、職員は所属部局等総務担当に報告してください。
4. 以下に該当した場合は、本学の基準により、登校・出勤禁止になります。
学生は所属学部等教(学)務担当、職員は所属部局等総務担当に報告し、以下の期間は登校・出勤せず自宅待機し、1日2回(朝・晩)検温を行い、健康状態を確認してください。
 - (1) 過去14日以内に海外より入国された渡航歴がある場合
→自宅に戻ってから翌日を起算日として14日間
 - (2) 過去14日以内に日本国内の感染経路不明の患者が多数発生している地域(*以下「国内特定地域」という。)に行った(経由を含む)場合
→自宅に戻ってから翌日を起算日として14日間
*「国内特定地域」とは
地域は本学が指定するもので、流動的に地域が変更するため、随時保健管理センターホームページまたは医学部附属病院ホームページを確認してください。
 - (3) 保健所又は本学が調査を行った結果、濃厚接触者とされた場合
→判定された日の翌日を起算日として14日間
なお、附属病院職員は、「濃厚接触者」の定義が異なるので、附属病院の基準に従って

ください。

5. 発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器・上気道症状等が認められた場合は、本学の基準により、登校・出勤禁止になります。

学生は所属学部等教（学）務担当，職員は所属部局等総務担当に報告し，登校・出勤をせず自宅待機してください。

自宅待機し，1日2回（朝・晩）検温を行い，健康状態を確認した結果，解熱後48時間以上経過し，症状が改善傾向となるまでは登校・出勤しないでください。

6. 発熱（37.5℃以上），倦怠感，呼吸器症状が4日（高齢者，基礎疾患等がある場合は2日）以上続く場合（解熱剤を飲み続ける場合も含む），最寄りの保健所に連絡して指示に従い，その状況を学生は所属学部等教（学）務担当，職員は所属部局等総務担当に報告してください。

弘前保健所：0172-33-8521
青森市保健所：017-765-5280
五所川原保健所：0173-34-2108
（受付時間：8：30～17：00（土・日・祝日を除く））

7. 「4」及び「5」で，登校・出勤禁止となった場合は，解除にあたり，以下の時点までの内容を記載した「経過観察日誌」を保健管理センターにその日の午前10時までに提出し，確認を受けてください。確認を受け，保健管理センターから連絡があるまでは登校・出勤しないでください。

なお，附属病院職員は除きます。

○海外渡航・国内特定地域往来・濃厚接触者：自宅待機14日目の朝の検温実施時点

○発熱症状：1日2回（朝・晩）の検温結果で発熱（37.5℃以上）ではないことが4回継続し，症状が改善傾向となった日の翌日の朝の検温実施時点

（注）上記の日が土日休日の場合，直後の平日としてください。

8. 「4」及び「5」で，登校・出勤を禁止となった際に病院を受診する場合は，基本的には最寄りの保健所に電話し，指示に従ってください。

それ以外の個別に受診の必要があると感じた場合でも，必ず事前に病院に電話連絡した上で受診してください。

9. 新型コロナウイルス感染症に関して，本学に連絡があった事項は，感染拡大防止を目的として必要最低限の範囲の本学内において共有します。

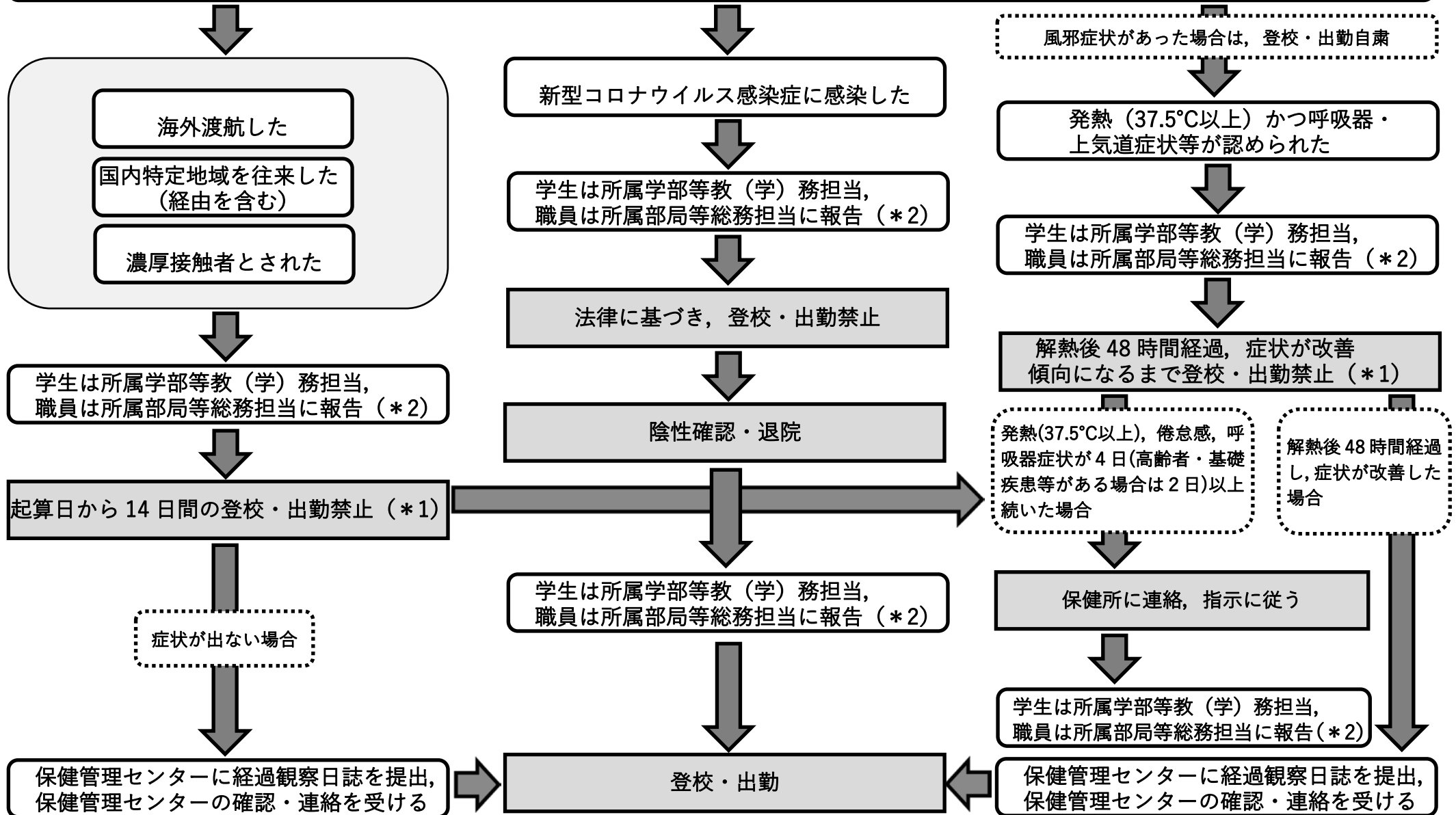
10. 新型コロナウイルス感染症の流行状況等は日々変化しますので，本学の対応も日々変更する可能性があります。ホームページを確認し，最新情報に十分注意してください。

弘前大学ホームページ（<https://www.hirosaki-u.ac.jp/>）

担当：弘前大学保健管理センター 0172-39-3118・3128
jm3118@hirosaki-u.ac.jp または jm3128@hirosaki-u.ac.jp

体調変化と登校・出勤の基準（令和2年4月17日現在）

毎日朝晩検温し、体調管理。その内容を経過観察日誌に記載



*1 登校・出勤の禁止中に病院を受診する場合は、基本的には最寄りの保健所に電話し、指示に従ってください。

個別に受診の必要があると感じた場合でも、必ず事前に病院に電話連絡した上で受診してください。

*2 報告を受けた学部等教(学)務担当・部局等総務担当は、保健管理センターに報告する。

